

東北地方太平洋沖地震等に伴う診療報酬請求等 Q & A（第 5 版）

（第 1 の Q 6、Q 15 を訂正、Q 2、Q 7 に下線部を追加、Q 25、Q 26 を追加、
第 3 の Q 2 を訂正）

第 1 診療報酬の請求方法・一部負担金

Q 1 被災された患者さんが受診してきているが、被保険者証を持っていない場合はどうすればよろしいですか。

（答）被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難している等の理由により、被保険者証等を提示できない患者さんは、①氏名、②生年月日、③事業所名を申し立てることにより受診できる取扱いとなります。

（厚生労働省関係通知）

平成 23 年 3 月 11 日厚生労働省保険局医療課事務連絡

「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による被災者に係る被保険者証等の提示について」

Q 2 一部負担金等の支払いが猶予される患者さんは、どのような方ですか。

（答）一部負担金等の支払いが困難な被災者の取扱いについては、以下の要件の①及び②の両方にあてはまる場合、当面、5 月末まで支払いを猶予する*取扱いとなります。

（*は、Q 6 を参照）

①災害救助法適用市町村（東京都 47 区市町村を除く）に住所を有する被保険者及び被扶養者

（地震発生後、適用市町村から他の市町村に転入した場合を含む）

②今回の地震により、次のいずれかの申立てをした者であること。

- ・住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨
- ・主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ・主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ・主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

- ・ 原子力災害対策特別措置法による避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っている旨
- ・ 原子力災害対策特別措置法による、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている旨

医療機関における確認は、①氏名、②生年月日、③被保険者が勤務する事業所名、④住所及び連絡先、となっております。

医療機関等においては、被災者の申し立て内容と、氏名、生年月日等を診療録又は調剤録に記載してください。

被災者の申し立てた事項については、後日、保険者から患者に対し内容の確認が行われることがある旨を患者に周知するようお願いいたします。

（厚生労働省関係通知）

平成 23 年 4 月 22 日厚生労働省保険局医療課事務連絡

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（その 5）」

Q 3 支払いが猶予される一部負担金等とは、どれが対象になりますか。

（答）保険医療機関等では、以下の一部負担金等の支払いが猶予されます。

- ・ 一部負担金
- ・ 食事療養標準負担額
- ・ 生活療養標準負担額
- ・ 評価療養又は選定療養に要する費用の保険外併用療養費に係る自己負担額
- ・ 訪問看護療養費に係る自己負担額
- ・ 家族療養費に係る自己負担額
- ・ 家族訪問看護療養費に係る自己負担額

（厚生労働省関係通知）

平成 23 年 3 月 23 日厚生労働省保険局医療課事務連絡

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（その 4）」

Q 4 公費負担医療の患者が手帳や患者票等を持っていない場合はいかがですか。

(答)被災者から、①各制度の対象者であることの申し出、②氏名、③生年月日、④住所等を確認することにより、受診できます。
なお、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いです。

(厚生労働省関係通知)

平成 23 年 3 月 11 日厚生労働省健康局ほか事務連絡

「東北地方太平洋沖地震による被災者の公費負担医療の取扱いについて」

Q 5 一部負担金の支払いを受けることを猶予された患者さんの請求はどうするのですか。

(答)一部負担金等の支払いを受けることを猶予した場合は、震災以降の受診について、患者負担分を含めて、10割を審査支払機関等に請求します。

診療報酬明細書の請求方法は、Q12を参照願います。

Q 6 一部負担金等の支払い猶予はいつまで適用となりますか。

(答)当面、5月までの診療分、調剤分及び訪問看護分について、5月末日まで支払を猶予する取扱いとされています。

ただし、主たる生計維持者の行方が不明である旨を申し立てした被災者の場合は、5月までのうち主たる生計維持者の行方が明らかとなるまでの間に限られます。

なお、原子力災害対策特別措置法による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っている旨申し立てをした者は、指示の解除の対象となった場合でも、5月までの診療等分について、5月末日まで支払を猶予する取扱いとなります。

(厚生労働省関係通知)

平成 23 年 4 月 22 日厚生労働省保険局医療課事務連絡

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（その5）」

Q 7 福島原子力発電所事故に伴う避難者は、一部負担金の支払い猶予の対象になりますか。

(答) 原子力災害対策特別措置法による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っている旨又は、原子力災害対策特別措置法による、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている旨申し立てをした者は対象になります。

(厚生労働省関係通知)

平成 23 年 4 月 22 日厚生労働省保険局医療課事務連絡

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて(その5)」記の1(2)

Q 8 被災した医療機関ですが、3月診療分の請求方法は、どのようにすればよいですか。

(答) ①診療録及びレセプトコンピュータ等を滅失、汚損又は棄損した医療機関・薬局・訪問看護ステーションは、3月11日以前の診療分は、概算による請求が行えます。概算請求を行う場合は、概算請求届出書を支払基金に提出します。3月12日以降の診療分は、通常の手続き(レセプト)による請求を行います。

なお、災害救助法適用地域(東京都の区域を除く)以外に所在する医療機関等が概算による請求を行う場合は、罹災証明書又は罹災届出証明書を概算請求届出書と併せて支払基金に提出します。

②診療録及びレセプトコンピュータ等を滅失、汚損又は棄損した医療機関等のうち、災害救助法適用地域(東京都の区域を除く)に所在する医科の医療機関は、3月の1ヵ月分を概算による請求が行えます。

概算請求を行う場合は、概算請求届出書を支払基金に提出します。

①及び②以外の場合は、通常の手続き(レセプト)による請求を行います。

(厚生労働省関係通知)

平成 23 年 4 月 1 日厚生労働省保険局医療課事務連絡

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて（その２）」記の１及び２

Q 9 ３月診療分の診療報酬請求書の提出期限は、１０日以降に延長されますか。

（答）平成 23 年 3 月診療分の診療報酬請求書等の提出期限については、災害救助法の適用地域（東京都の区域を除く）に所在する保険医療機関等に関し、4 月 13 日（水）までとなります。オンライン請求も同様です。

また、提出期限に遅れたものについては、翌月以降に提出をお願いします。

（厚生労働省関係通知）

平成 23 年 4 月 1 日厚生労働省保険局医療課事務連絡

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて（その２）」記の３

Q 10 地震によりレセプトコンピュータが故障してしまい審査支払機関への請求が困難な状況ですが、請求書の提出期限は変更されますか。

（答）平成 23 年 3 月診療分の診療報酬請求書等の提出期限については、災害救助法の適用地域（東京都の区域を除く）に所在する保険医療機関等に関し、4 月 13 日（水）までとなります。提出期限に遅れたものについては、翌月以降に提出をお願いします。

なお、災害救助法の適用地域（東京都の区域を除く）に所在する医科の保険医療機関であって、平成 23 年 3 月 12 日以降に診療を行ったものについては、医療機関の状況を鑑み、通常の手続きによる請求を行うことが困難な場合には、3 月診療分 1 ヶ月分を通して概算請求することができます。

（厚生労働省関係通知）

平成 23 年 4 月 1 日厚生労働省保険局医療課事務連絡

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて（その２）」記の３

Q11 地震によりレセプトコンピュータが故障したので、3月診療分は紙レセプトで請求したいのだが、請求できますか。

(答)電気通信回線の機能障害やレセプトコンピュータの故障等により、オンライン又は電子媒体で請求が行えない場合は、

①事前に書面による請求を行う旨を審査支払機関に届出を行う必要はなく、

②療養の給付費等の請求時に届出を行い、

③届出内容を確認できる資料は請求の事後に、速やかに審査支払機関に提出すればよい、

とされています。

(厚生労働省関係通知)

平成23年3月30日厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室連絡
「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う療養の給付費等の書面による請求について」

Q12 被保険者証等を医療機関に提示せずに受診した患者さんの、診療報酬明細書（レセプト）の請求方法を教えてください。

（答）診療報酬明細書（レセプト）は、次のとおり記載し請求をお願いします。

- ①保険者を特定できるが、記号・番号が確認できない場合
（紙レセプトによる請求）
- ・ 保険者番号は、レセプトの所定の欄に記載します。
 - ・ 記号・番号は、レセプトの欄外上部に赤色で「**不詳**」と記載します。

記号・番号が確認できる場合は、記号・番号を記載します。

（電子レセプト（電子媒体・オンライン）による請求）

- ・ 保険者番号を記録します。
- ・ 記号は記録しません。
- ・ 番号は「999999999」（9桁）を記録します。
- ・ 摘要欄の先頭に「不詳」と記録します。

記号・番号が確認できる場合は、記号・番号を記録します。

- ②保険者も特定できない、記号・番号も確認できない場合
（紙レセプトによる請求）
- ・ 住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡先を、レセプトの欄外上部に記載します。
 - ・ 記号・番号は、記載しません。

記号・番号が確認できる場合は、記号・番号を記載します。

（電子レセプト（電子媒体・オンライン）による請求）

- ・ 保険者番号は「99999999」（8桁）を記録し、摘要欄の先頭に住所又は事業所名、患者に確認している場合は連絡先を記録します。
- ・ 記号は記録しません。
- ・ 番号は「999999999」（9桁）を記録します。

記号・番号が確認できる場合は、記号・番号を記録します。

（厚生労働省関係通知）

平成 23 年 4 月 1 日厚生労働省保険局医療課事務連絡

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて（その2）」記の3

Q13 医療機関の窓口で一部負担金を猶予した患者さんの、診療報酬明細書（レセプト）の請求方法を教えてください。

（答）診療報酬明細書（レセプト）の方法は、次のとおり記載請求をお願いします

（紙レセプトによる請求）

- ・レセプトの欄外上部に赤色で「**災 1**」と記載し、一部負担金欄に「支払猶予」と記載します。

ひとりの患者さんにおいて、猶予措置等に係るレセプトと、猶予措置等の対象にならないレセプトは別様に作成し、双方を2枚1組にして、通常のレセプトとは別に束ねて請求します。

- ・ひとりの患者さんにおいて、猶予措置等に係る診療等と、それ以外の診療等を区別することが困難なレセプトは、レセプトの欄外上部に赤色で「**災 2**」と記載し、一部負担金欄に「支払猶予」と記載します。また、摘要欄に「震災以前の診療に関する一部負担金等の額」を記載します。
- ・記号・番号が確認できる場合は、記号・番号を記載しますが、確認できない場合は、レセプトの欄外上部に赤色で「**不詳**」と記載します。

（電子レセプト（電子媒体・オンライン）による請求）

- ・「**災 1**」については、
レセプト共通レコードのレセプト特記事項に「96」、
保険者レコードの減免区分に「3」、
摘要欄の先頭に「**災 1**」と、記録します。
- ・「**災 2**」については、
レセプト共通レコードのレセプト特記事項に「97」、
保険者レコードの減免区分に「3」、
摘要欄の先頭に「**災 2**」「震災以前の診療に関する一部負担金等の額」と、記録します。

（厚生労働省関係通知）

平成23年4月1日厚生労働省保険局医療課事務連絡

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて（その2）」記の3

Q14 電子レセプトで請求している医療機関ですが、窓口で一部負担金を猶予した患者さん、被保険者証を提示せずに受診した患者さんの診療報酬明細書（レセプト）の請求方法を教えてください。

（答） Q12、Q13の電子レセプト（電子媒体・オンライン）による請求方法を参考願います。

また、保険者が特定できない者等に係る診療報酬明細書（レセプト）等については、電子レセプトによる請求ではなく紙レセプトにより請求することもできますし、紙レセプトの出力が困難な場合には電子レセプトにより請求することも差し支えありません。

（厚生労働省関係通知）

平成23年4月1日厚生労働省保険局医療課事務連絡

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて（その2）」記の4

Q15 4月の診療が始まるが、4月診療の請求方法はどうなるのか、教えてください。

（答） 4月診療分の診療報酬等の請求の取扱いについては、3月診療分と同じ扱いとなります。（Q12、Q13 及びQ26 を参照願います。）

なお、概算請求については、災害救助法の適用地域（東京都の区域を除く）に所在する医科の保険医療機関で3月の1ヵ月分を概算による請求を行った場合に限り、当該医療機関の状況に鑑み通常の手続きによる請求を行うことが困難な場合には、4月の1ヵ月分についても概算による請求が行えます。（Q25 を参照願います。）

5月診療分の診療報酬等請求の取扱いについては、別途、厚生労働省から連絡される予定です。

（厚生労働省関係通知）

平成23年4月22日厚生労働省保険局医療課事務連絡

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて（4月診療等分）」

Q16 福島原子力発電所事故に伴う避難のため、医療機関に戻ることができません。診療報酬等の請求は出来ないのでしょうか？

（答）原子力災害対策特別措置法による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っている医療機関等は、地震により診療録等を滅失した医療機関等と同様に、概算請求を行えますので、概算請求届出書の提出をお願いします。

（厚生労働省保険局医療課回答）

Q17 災害救助法の適用地域は、順次拡大されましたが、被災者が受診されたときは、適用地域となっていなかったため、一部負担金の支払いを受けました。
しかし、受診後に適用地域に指定され、一部負担金の支払いを猶予される者に該当することになりましたが、支払いを受けた一部負担金は患者さんに返すのでしょうか？

（答）災害救助法の適用地域は3月11日に遡及して適用されることから、患者さんは、医療機関等に一部負担金の返還を求めるとともに保険者に返還を求めるともできます。

患者さんが医療機関等の窓口で支払った一部負担金の返還を求めてきた場合には、患者さんに返還していただくようお願いします。

この場合のレセプトは、猶予措置等に係るレセプト*として作成願います。

また、患者さんに返還しなかった場合は、通常どおりのレセプトとして作成願います。

（*の記載方法はQ13を参照）

（厚生労働省保険局医療課回答）

Q18 診療報酬請求書等の記載方法を教えてください。

(答)

- ①レセプトを紙媒体により支払基金に請求する場合には、診療報酬請求書を作成してください。
- ②診療報酬請求書の記載にあたっては、保険者を特定できなかったレセプトについて、診療報酬請求書の備考欄に「未確定分」と記載し、その横に、件数、診療実日数、点数等の所定事項（調剤の場合は診療実日数ではなく処方せん受付回数、入院の場合は併せて食事療養・生活療養に係る件数、回数、金額等を記載）を一括して記載※します。

※「本人・家族等別」、「支払猶予分・支払いを受けた分等」に分けて記載する必要はありません。

- ③保険者を特定できたレセプト（通常のレセプト、「不詳」と記載したレセプト、支払いを猶予したレセプト）については、該当する区分（本人、家族等）の該当する管掌（01 協会けんぽ、06 健保組合等）に合算して記載してください。

注1) オンライン又は磁気媒体により請求するレセプトについては、診療報酬請求書を作成する必要はありません。

注2) 支払基金のみの取扱いとなります。

(厚生労働省関係通知)

平成23年4月1日厚生労働省保険局医療課事務連絡

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて（その2）」記の3(2)④

Q19 紙レセプトの束ね方はどうなりますか。

(答) 紙レセプトを支払基金に提出するときは、

①「猶予措置に係るレセプト（「**災1**」「**災2**」と記載）¹」

（Q13で作成した紙レセプトになります。）

②「保険者が特定できなかったレセプト^{※2}」

（Q12②で作成した紙レセプトになります。）

③「それ以外のレセプト^{※3}」

（Q12①で作成した紙レセプト（「不詳」と記載）と通常の紙レセプトになります。）

の順に束ねて、一番上部にQ18で作成した診療報酬請求書を添付するようお願いします。

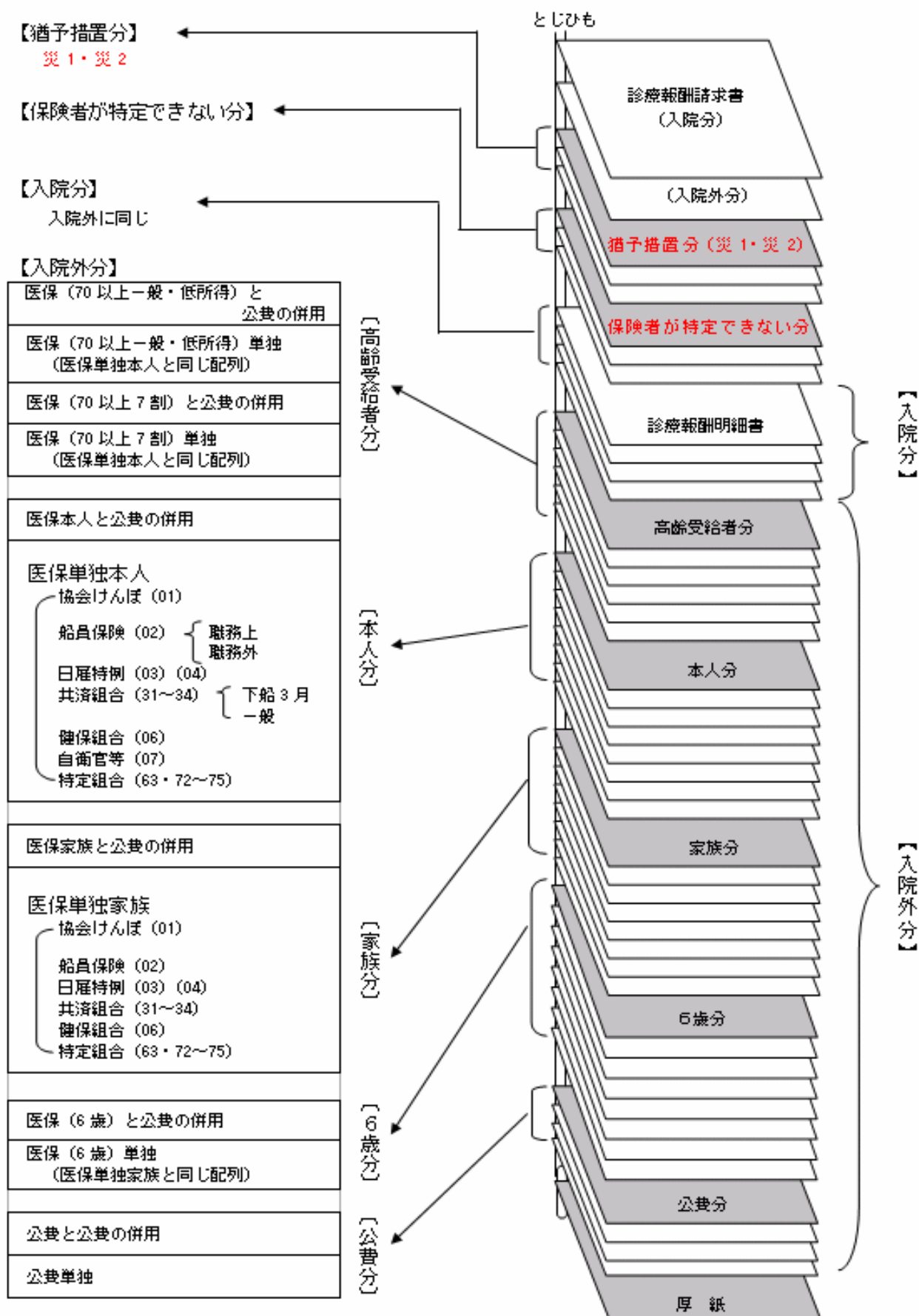
※1 同一の患者について、猶予措置等に係るレセプト（「**災1**」と記載）と猶予措置等の対象とならないレセプトがある場合は、2枚1組にすることとされていますので、一緒に束ねてください。

※2 保険者が特定できなく、かつ、猶予措置に係るレセプト（保険者番号が空欄で、「**災1**」「**災2**」と記載）は、こちらに含めてください。

※3 「不詳」と記載したレセプトと通常のレセプトは、分けて束ねる必要はありません。

また、診療報酬請求書等に記載されているとおりの、本人・家族等の区分、協会けんぽ・共済組合・健保組合等の管掌の順番に束ねてください。

診療報酬請求書の編てつ方法（医科）



Q 20 一部負担金の支払を猶予した患者さんについて処方せんを発行するとき、処方せんに支払猶予である旨記載する必要がありますか。

(答) 処方せんに一部負担金猶予の記載をする必要はありませんが調剤薬局の窓口で支払猶予された旨を述べることで、一部負担金の猶予を受けることができます。

Q 21 3月5日に内科を受診し、28日分の内服薬を処方した患者さんが、3月11日に被災、津波により内服薬を紛失したことから、患者が再度、薬の処方を希望したため14日分の内服薬を処方したが、保険請求はできるのでしょうか。

(答) 診療報酬の算定方法の通知に医薬品の紛失について、「天災地変の他やむを得ない場合を除き、被保険者の負担とする。」とあることから、保険請求は可能です。

(厚生労働省関係通知)

平成22年3月5日厚生労働省保険局通知 保医発0305第1号

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」

(別添1の第5部第5節通則8)

Q 22 避難所や救護所等において診察を受けて発行された処方せんには、保険医療機関の名称の記載がありませんが、どのように取り扱えばよいのでしょうか。

(答) 避難所や救護所等における診療は、災害救助法の適用となる医療になりますので、県市町村に費用を請求することとなります。

なお、当該費用の請求方法については、県市町村に確認してください。

(厚生労働省関係通知)

平成23年4月1日厚生労働省保険局医療課事務連絡

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関連する診療報酬の取扱いについて」(問5)

Q 23 医療機関の窓口で一部負担金を猶予した場合のレセプトの請求方法に、「ひとりの患者さんにおいて、猶予措置等に係るレセプトと、猶予措置等の対象にならないレセプトは別様に作成し、双方を2枚1組にして、通常のレセプトとは別に束ねて請求します。」とありますが、電子レセプトによる請求はできますか。

(答) 電子レセプトにより請求する場合は、「2枚1組」とする必要はありません。

Q 24 患者さんが医療機関の窓口において、被災による一部負担金の猶予の対象になるとの申し立てがなかったため、一部負担金を受領しましたが、その後、患者さんが猶予の対象となることが判明した場合、この患者さんに受領した一部負担金をお返しする必要がありますか。

(答) 患者さんが同月中に再度来院され、一部負担金等の猶予の対象となる旨の申し立てがあつた場合は、受領した一部負担金の返還をお願いします。

なお、審査支払機関に通常（猶予対象外）のレセプトを提出した後、患者さんと保険者の間で調整することとなります。

(厚生労働省関係通知)

平成 23 年 4 月 2 日厚生労働省保険局医療課事務連絡

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災者に係る被保者証の等の取扱い等について」(問 10)

Q 25 3月診療分において概算請求を行いました、4月診療分においても、概算請求を行えますか。

（答）災害救助法の適用地域（東京都の区域を除く）に所在する医科の医療機関で3月の1ヵ月分を概算による請求を行った場合に限り、当該医療機関の状況に鑑み通常の手続きによる請求を行うことが困難な場合には、4月の1ヵ月分についても概算による請求が行えます。

概算請求を行う場合は、平成23年5月10日までに概算請求届出書を支払基金に提出します。

（厚生労働省関係通知）

平成23年4月22日厚生労働省保険局医療課事務連絡

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて（4月診療等分）」

Q 26 被災した医療機関ですが、4月診療分の診療報酬請求書の提出期限についても、10日以降に延長されますか。

（答）平成23年4月診療分の診療報酬請求書等の提出期限については、通常どおり5月10日（火）までとなります。オンライン請求も同様です。

また、診療報酬明細書（レセプト）の請求方法は3月診療分と同じ取扱いとなります。Q12及びQ13を参照願います。

（厚生労働省関係通知）

平成23年4月22日厚生労働省保険局医療課事務連絡

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて（4月診療等分）」

第2 出産育児一時金

Q 1 被災のため、被保険者証を提示できない妊婦が、出産育児一時金等の医療機関への直接支払制度を希望した場合はどのようにすればよいですか。

(答) 被災のため、被保険者証を家に残したまま避難している等の理由により提示できない場合も、妊婦等が希望する場合には、直接支払制度を利用することができます。

また、退職前に加入していた健康保険の保険者から支給を希望する際、資格喪失等を証明する書類が提示できない場合も同様です。

この場合において、医療機関等においては、可能な限り、以下の点について確認をお願いします。

- ①妊婦等が加入する（支給を希望する）保険者
- ②①の確認が困難な場合には、妊婦等が加入する（支給を希望する）保険が被用者保険か国民健康保険かを確認の上、被用者保険にあっては事業所名、国民健康保険にあっては住所
- ③①及び②のほか、妊婦等の避難先住所、電話番号等、保険者の特定に資する情報

なお、「出産育児一時金等代理申請・受取請求書」いわゆる専用請求書には、保険者番号、被保険者証記号・番号等の記載が必要なのですが、保険者や記号・番号が特定できない場合の記載方法については、Q 2 を参照してください。

Q 2 保険者が特定できない者等に係る専用請求書の作成方法を教えてください。

(答) 保険者等が特定できない者等に係る専用請求書については、記録条件仕様に定められた光ディスク等による CSV 情報での提出ではなく、原則、紙媒体により提出してください。

ただし、紙媒体による提出が困難な場合にあっては、CSV 情報で請求することも差し支えありません。

専用請求書の作成方法は、次のとおり記載し、請求をお願いします。

(紙レセプトによる請求)

①被保険者証の提示がなかった場合

- ・妊婦等の被災前の住所又は事業所名（被用者保険の被扶養者の場合は被保険者の勤務する事業所名）、確認している場合には現在の妊婦等の連絡先（避難先の住所・避難所名、連絡可能な電話番号など）について、「備考」の欄に記載します。（住所については、被災前の住所か避難先の住所かを分かるように記録します。）

②保険者を特定した場合で保険者番号が不明な場合

- ・保険者名を「備考」の欄に記載します。

③保険者を特定した場合で被保険者証の記号・番号が確認できない場合

- ・「備考」の欄に赤字で不詳と記載します。
- ・記号・番号が確認できる場合は記号・番号を記載します。

(光ディスク等による CSV 情報による請求)

①保険者を特定した場合で、保険者番号が不明な場合

- ・「保険者番号」は「99999999」（8 桁）を記録します。
- ・保険者を特定できた場合は、「備考」の欄に保険者名を記録します。
- ・保険者を特定できない場合は、「備考」の欄に妊婦等の被災前の住所又は事業所名（被用者保険の被扶養者の場合は被保険者の勤務する事業所名）、確認している場合には現在の妊婦等の連絡先（避難先の住所・避難所名、連絡可能な電話番号など）を記録する。（住所につ

いては、被災前の住所か避難先の住所かを分かるように記録します。)

②保険者を特定した場合で、被保険者証の記号・番号が確認できない場合

- ・「被保険者証記号」は記録しません。
- ・「被保険者証番号」は「999999999」(9桁)を記録します。
- ・「備考」の欄に「不詳」を記録します。

(厚生労働省関係通知)

平成23年4月6日厚生労働省保険局総務課事務連絡

「東日本大震災による被災に伴う出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度による請求の取扱いについて」

Q 3 4月10日受付分の専用請求書の提出期限に変更はないのでしょうか。

(答) 災害救助法の適用地域(東京都の区域を除く。)に所在する病院、診療所及び助産院に限り、4月13日(水)とされました。

(厚生労働省関係通知)

平成23年4月6日厚生労働省保険局総務課事務連絡

「東日本大震災による被災に伴う出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度による請求の取扱いについて」

Q 4 出産育児一時金等の直接支払制度において、概算請求を行うことは可能ですか。

（答）平成 23 年 3 月 1 日から 11 日までの間に退院した妊産婦の出産（直接支払制度を利用したものに限る。）に関する記録等について、今回の地震により滅失、汚損又は棄損し、直接支払制度による請求が困難な保険医療機関は、概算による請求が行えます。概算請求を行う場合は、出産育児一時金等に係る概算請求届出書を、4 月 20 日（水）までに各支払機関（国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金）に提出します。

なお、災害救助法適用地域（東京都の区域を除く。）以外の区域に所在する保険医療機関は、併せて罹災証明書又は罹災届出証明書の提出が必要となります。

（厚生労働省関係通知）

平成 23 年 4 月 15 日厚生労働省保険局総務課事務連絡

「東日本大震災による被災に伴う出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度による概算請求の取扱いについて」

第3 公費負担医療の請求方法

Q 1 一部負担金の支払いの猶予に該当する患者さんが、公費負担医療（特定疾患治療研究事業（法別 51）等）の受給者証をお持ちですが、この場合の請求方法を教えてください。

（答）医療保険に係る一部負担金の支払いが猶予されていますので、公費負担医療（保険優先）の対象になりません。

このため、本来、医療保険と公費負担医療の併用レセプトとして請求するものであっても、公費負担者番号及び公費受給者番号を記載することなく、医療保険単独レセプトとして請求してください。

（厚生労働省関係通知）

平成 23 年 4 月 1 日厚生労働省保険局医療課事務連絡

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて（その 2）」記の 3 (3)②

Q 2 被災された患者さんが受診してきていますが、一部負担金の支払いの猶予に該当しないようです。

この患者さんは、被保険者証をお持ちではなく、また、公費負担医療の受給を受けているそうですが公費負担医療の手帳や患者票等もお持ちではありません

この場合の請求方法を教えてください。

(答) 一部負担金が猶予されていない患者さんは、通常の併用レセプトの請求になります。

この場合のレセプトについては、次のとおり記載し請求をお願いします。

○医療保険

「第1 診療報酬の請求方法・一部負担金」のQ12を参照します。

○公費負担医療

公費負担者番号及び公費受給者番号が確認できない場合
(紙レセプトによる請求)

- ・公費負担者番号は、法別番号(2桁)をレセプトの「公費負担者番号①」の欄に記載します。
- ・被災前の住所をレセプトの摘要欄の余白に記載します。
- ・公費受給者番号は、記載しません。

公費負担者番号(8桁)、受給者番号(7桁)が確認できる場合は、それぞれ記載します。このうち公費負担者番号(8桁)を記載した場合は、住所を記載する必要がありません。

(※1)「感染症結核(法別10)」、「特定疾患(法別51)」及び「小児慢性(法別52)」については、可能な範囲内で対象疾患名を摘要欄の余白に記載します。

(※2)「原爆医療の認定疾病(法別18)」及び「原爆医療の一般疾病(法別19)」については、同一の者で「認定疾病」及び「一般疾病」がある場合は、別々のレセプトで請求します。

また、「認定疾病」と「一般疾病」の特定ができない場合は、レセプト上部左上空欄に赤色で「原爆」と表示します。

(電子レセプト(電子媒体・オンライン)による請求)

- ・公費負担者番号は「法別2桁+888888(6桁)」を記録します。

- ・ 摘要欄の先頭に住所を記録します。
- ・ 公費受給者番号は「9999999」（7桁）を記録します。
公費受給者番号が確認できる場合は、公費受給者番号を記録します。

（※1）「感染症結核（法別10）」、「特定疾患（法別51）」及び「小児慢性（法別52）」については、可能な範囲内で対象疾患名を摘要欄の先頭に記録します。

（※2）「原爆医療の認定疾病（法別18）」及び「原爆医療の一般疾病（法別19）」については、同一の者で「認定疾病」及び「一般疾病」がある場合は、別々のレセプトで請求します。

また、「認定疾病」と「一般疾病」の特定ができない場合は、摘要欄の先頭に原爆と記録します。

公費負担医療の単独レセプトについても、同様の記載（記録）になります。

（厚生労働省関係通知）

平成23年4月15日厚生労働省健康局ほか事務連絡

「東北地方太平洋沖地震による被災者の公費負担医療の請求等の取扱いについて（その2）」

このQ & Aは、新しい情報が入り次第、随時更新していきます。

【照会先】最寄りの支払基金支部 または 支払基金本部事業統括部

電話番号 03-3591-7441 （内線 333 334 335）

メール jt01@ssk.or.jp